## 三田市暴力団排除条例の一部改正の概要

## 【改正趣旨】

平成24年8月1日に公布された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」により、当該条例において引用する法律の条文にずれが生じたため、 当該条例の一部を改正しようとするもの

# 一部改正法律の概要

# 改正背景

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員による行政庁への一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害、及び対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与についての規制を導入するほか、指定暴力団員による指定暴力団の威力を利用した資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の規定の追加等を行おうとするもの

#### 【改正項目】

- 1 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備
  - (1) 対立抗争による危険を防止するための措置に関する規定の整備
- (2) 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置に関する規定の整備
- 2 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入
- 3 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等
  - (1) 暴力的要求行為の規制の強化
  - (2) 準暴力的要求行為の規制の強化
  - (3) 縄張に係る禁止行為に関する規定の整備
  - (4) 罰則の強化
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する 規定の整備

### 【関係法令】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法 律第 53 号)

## 【改正内容】●定義(第2条関係)

- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員が役員(<u>法第9条第15号</u>ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者

## 法第9条第21号

(4) 関係機関等 <u>法第32条の2</u>第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。 ▼

## 法第32条の3

## 【施行期日】

<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法</u> 律第 53 号)の施行の日(当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日)

一部改正法律の公布の日(平成24年8月1日)から3月を超えない範囲内で政令で定める日が施行日